

第 9 号 議 案

令和 5 年度長崎県庁用管理特別会計予算

令和 5 年度長崎県庁用管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ280,029千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		千円 280,029
	1 雑 入	280,029
歳 入 合 計		280,029

歳 出

款	項	金 額
1 庁用管理費		千円 280,029
	1 庁用管理費	96,729
	2 文書管理費	183,300
歳 出 合 計		280,029

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県公報発行事務費	令和 6年度	千円 8,900
文書集中收受発送費	令和 6年度	33,719